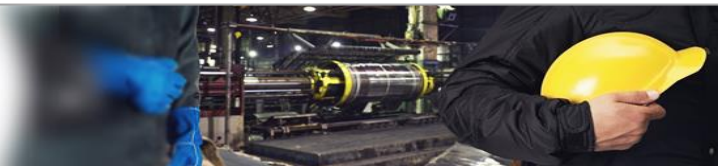


「快報 風険消息」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌「中国風険消息」の速報版です。

2021年2月4日

## 「工作場所職業衛生管理規定」 が改定されました



### 1. 規定の概要

「工作場所職業衛生管理規定」は、職場における衛生対策の監督と管理の強化を目的として制定された規則です。職場における職業病防止の責任主体を明確化し、労働者の権利を保護することを主な目的としています。また、企業等に対し、労働者の健康保護のために有効な対策の実施を求めるとともに、罰則も規定しています。なお、この規定は職業病リスクを対象としたものであり、作業中における突発的な怪我は対象としていません。

### 2. 改定の背景

数年来、中国政府は、マーケットが経済活動に対して有効な調節機能を持つべく、より現代的な市場化システムの構築に取り組んでいます。政府による一律の許認可手続きを廃止することにより、企業や組織が自ら物事を決定する権利を保証し、経済活動の活性化を促そうとしています。国家衛生健康委員会はこの流れに沿って「工作場所職業衛生監督管理規定」を改訂し、新たに「工作場所職業衛生管理規定（以下、規定という）」を定めました。

《工作場所職業衛生監督管理規定》

2012年4月27日公布(廃止)



《工作場所職業衛生管理規定》

2021年2月1日公布(新設)

### 3. 主な改定ポイント

#### (1) 監督管理主体の変更

2018年の国家機構改革において、それまで国家安全生产监督管理总局が所管していた職業安全健康分野を管理監督する役割が、国家衛生健康委員会に統合されています。これを踏まえ、規定内でも監督主体が「国家安全生产监督管理总局」から「国家衛生健康委員会」に変更されました。

改定前	国家安全生产监督管理总局は、「中華人民共和国職業病防治法」と国務院が規定する職責に従って、全国の企業における職業衛生を監督管理する。
改定後	国家衛生健康委員会は、「中華人民共和国職業病防治法」と国務院が規定する職責に従って、全国の企業における職業衛生を監督管理する。

(2) 有毒物質を使用する場所の職業衛生安全許可について

政府は、許認可の申請・承認プロセスを簡素化し、企業側の負担を軽減することを目的として、有害物質を使用する事業場を有する事業者に対する「安全衛生許可証の申請」を不要としました。

改定前	第 37 条:職場で有毒物質を使用する企業は、関係規定に従って安全生産監督管理部門に、衛生安全許可証を申請しなければならない。
改定後	上の条文を削除。

(3) 職業病防止施設における「三同時」管理規定

前項と同様、企業側の負担軽減を目的に、建設事業における職業病リスクの事前審査、職業病防止設備の設計時や竣工時における許認可手続きも廃止となりました。これにより、事業主は生産安全監督管理部門に対し、許認可や申請の手続きを行う必要がなくなりました。

改定前	(企業等は)「建設項目職業衛生“三同時”監督管理暫定弁法」に基づき、安全生産監督管理部門に対して、審査・許認可申請・竣工時の検収を申請しなければならない。
改定後	(企業等は)国家が建設プロジェクトの職業病防止設備について定める“三同時”監督管理規定に従い、職業病に関するリスク評価、職業病防止設備の設計、職業病防止対策の効果の検証、職業病予防施設に対する専門業者の検収を手配しなければならない。

※「三同時」とは

「三同時」は中国政府が古くから定めている環境管理制度であり、後に職業衛生領域にも導入されました。「職業病防治法」第 16 条には、「建設プロジェクトの職業病防止設備に必要な費用は、プロジェクト予算に組み入れられていなければならない。かつ、プロジェクト開始と同時に設計・施工・投入生産に使用されなければならない。」と定められています。職業衛生における三同時は、職業病に関するリスク評価、職業病防止設備の設計・職業病防止対策の効果検証、竣工時の検収をさします。

(4) 職業病リスク要因の測定頻度

企業側の負担軽減、コスト軽減を目的とし、労働者の健康が保証されている前提のもと、事業者には義務付ける職業病リスク要因の測定頻度が変更されました。主な変更点は以下の 2 点です。

② (企業ごとの)職業病リスク区分の変更

②職業病リスク区分が「一般」である企業に対する、測定頻度の低減

改定前	職業病リスクが存在する企業	職業病リスク要因の測定を少なくとも年 1 回以上実施しなければならない
改定後	職業病リスクが「一般」である企業	職業病リスク要因の測定を少なくとも 3 年に 1 回以上実施しなければならない (リスク区分が「嚴重」「やや重い」企業は、従来通り年 1 回以上実施)

### ※職業病リスクとは何か？

職業病リスクとは、職業活動に従事する労働者に対する、化学的、物理的、生物学的な様々な有害要因、および作業の過程で発生するその他の職業上の危険性を言います。

例：物理的要因：ノイズ、高周波、マイクロ波、紫外線、X線など

化学的要因：有機溶剤、鉛、マンガンなどの金属有害物質、粉塵など

生物学的要因：アトラス菌、ボレリア・ブルグドルフェリ菌など

その他、作業工程に起因する労働災害：人間工学的に不合理な事象、労働体制など

### ※職業病リスク区分の「一般」と「嚴重」はどのように分類するか？

①現行の「建設項目職業病危害風険分類管理目録(2012年版)」では、職業病リスク区分は「嚴重」「やや重い」「一般」の3種類に分けられ、職業病リスク区分が「嚴重」である業種について列挙されています。また、同目録には以下のような規定もあります。企業の職業病リスク区分は業種によって分類されるだけでなく、実態に応じて区分することが可能です。つまり、企業の職業病リスクの程度を判断するためには、業種区分と企業ごとの実態を組み合わせる必要があります。例えば、石油精製業では、作業者は日々の生産作業の中で多くの物理的・化学的要因(ガソリン、灯油、硫化水素、一酸化炭素、二酸化硫黄、メタノール、高温、騒音など)にさらされています。このような産業における職業病リスク区分は、通常、「嚴重」に分類されます。

②2020年12月には、この目録を改訂したパブリックコメントが公開されており、職業病リスク区分が前述の3種類から「嚴重」と「一般」の2種類の区分に変更されています。

このパブリックコメントはまだ正式公布されておらず、リスク区分の変更も確定ではありません。新しい目録が正式に交付される時期に注意する必要があります。

規定の原文



《建設項目職業病危害風険分類管理目録》(パブコメ版)



#### 参考：

1. 各地政府、CDC、衛生健康委員会の公式HP
2. ヘッダー画像：千图网(www.58pic.com)の承認を得て使用

以上  
執筆：インターリスク上海 副主管 陳 醉

瑛得管理諮詢(上海)は、中国・上海に設立されたMS&ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 (日本語表記: インターリスク上海)

上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心34階 T10-2室

TEL:+86-(0)21-6841-0611(代表)